

令和 8 年度住民主体型サービス訪問型 B
実施団体の募集

1 募集の趣旨

「住民主体型サービス訪問型 B」は、自治会、老人クラブ、校区（地区）福祉委員会、本市に活動拠点がある特定非営利活動法人及び市民公益活動団体等の住民が主体となった団体が、活動日が週 1 回以上で、身体介護が不要で、精神的にも専門職の支援を必要としない人に対して、掃除、洗濯、買い物等の日常生活の援助を行う活動です。

阪南市では、この支援を実施する団体を募集し、運営費などの費用の一部を補助します。

2 募集の概要

令和 8 年度から住民主体型サービス訪問型 B を提供する団体を募集します。

(1) 募集する実施団体数

訪問型 B 1 団体

(2) 補助対象期間

令和 8 年 7 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3 補助金の内容

「住民主体型サービス訪問型 B」を提供する活動に必要な運営費に係る補助金。

※対象経費のみ補助します。詳細については「住民が主体になった支援活動実施の手引き」を参照してください。

4 応募方法

「住民が主体になった支援活動実施の手引き」を参照のうえ、必要書類を持参または郵送により提出してください。

※手引き及び必要書類は阪南市のホームページを参照してください。

【受付期間】

令和 8 年 5 月 1 日～令和 8 年 5 月 2 0 日

【持参する場合】 受付期間中の土曜日・日曜日・祝日を除く 8時45分～17時15分

【郵送する場合】 受付期間終了日必着

【提出先】 阪南市役所健康福祉部介護保険課または阪南市社会福祉協議会

5 結果通知

令和8年6月中（予定）

※本市において協議のうえ、実施団体を決定します。

阪南市役所 〒599-0292

阪南市尾崎町 35-1

電話 072-489-4526（直通） FAX 072-473-3504

阪南市社会福祉協議会 〒599-0201

阪南市尾崎町 1丁目 18番 15号 阪南市地域交流館 1階

電話 072-472-3333 FAX 072-471-7900